

伊豆都市計画
都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

令和3年3月

静岡県

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1 | 都市計画の目標 | |
| (1) | 都市づくりの基本理念 | 1 |
| (2) | 地域毎の市街地像 | 2 |
| | 附図1 将来市街地像図 | 4 |
| 2 | 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 | |
| (1) | 区域区分の決定の有無 | 5 |
| 3 | 主要な都市計画の決定の方針 | |
| (1) | 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | 6 |
| 1) | 主要用途の配置の方針 | 6 |
| 2) | 市街地の土地利用の方針 | 6 |
| 3) | その他の土地利用の方針 | 7 |
| (2) | 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | 8 |
| 1) | 交通施設の都市計画の決定の方針 | 8 |
| 2) | 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 | 9 |
| 3) | その他の都市施設の都市計画の決定の方針 | 11 |
| (3) | 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | 11 |
| 1) | 主要な市街地開発事業の決定の方針 | 11 |
| (4) | 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 12 |
| 1) | 基本方針 | 12 |
| 2) | 主要な緑地の配置の方針 | 12 |
| 3) | 実現のための具体の都市計画制度の方針 | 14 |
| 4) | 主要な緑地の確保目標 | 14 |
| (5) | 都市防災に関する都市計画の決定の方針 | 14 |

伊豆都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

伊豆都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。なお、今回の変更は、拡大される都市計画区域を含む方針である。

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりの理念、将来の都市構造については、2035年（令和17年）の姿として策定する。また、区域区分、都市施設の整備等については、2025年（令和7年）の姿として策定する。

| | |
|------|--------------------------|
| 目標年次 | 2025年（令和7年）（基準年次から10年後） |
| | 2035年（令和17年）（基準年次から20年後） |

伊豆都市計画区域(以下、「本区域」という。)は、自然を活かした観光交流圏である伊豆半島地域のほぼ中央に位置し、富士箱根伊豆国立公園に指定されている山地から丘陵地にかけて広がる森林緑地、駿河湾や一級河川狩野川等の河川、温泉等の豊かな地域資源に富み、首都圏にも近いことから観光地として発展してきた。

本区域は、鉄道の玄関口である観光のまち修善寺地区、駿河湾フェリーが発着する土肥地区、道路の主要交通軸が交差する天城湯ヶ島地区、天城山北麓及び東伊豆方面への広域中継地である中伊豆地区で構成されている。周辺区域とは、東名高速道路等から分岐する東駿河湾環状道路、修善寺道路、国道136号や国道414号等により連絡されている。また、鉄道網においては、JR東海道新幹線、JR東海道本線から分岐する伊豆箱根鉄道駿豆線により周辺の区域と結ばれている。さらに、南北交通の骨格を形成する伊豆縦貫自動車道の整備が進められ、広域的に都市を連携させる交通体系の強化が図られている。

近年においては、大規模自然災害等に備え、国土強靱化の一端を担い、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を展開している。また、特色ある地域の発展に向けて、伊豆半島ジオパークのユネスコ世界ジオパーク認定や東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー活用により拡大する観光・レクリエーション需要を受けとめ、国内外との交流を促進するために基盤整備が必要とされている。

今後は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化等の社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の集約と居住の誘導を図り拠点形成するとともに拠点間の連携を促進し、自然的環境と共生した集約連携型都市構造(伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想)の実現を目指す。

併せて、平時から大規模自然災害に備え、復興の機会に、都市の将来を見据えた強靱なまちづくりが実現できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

以上を踏まえ、観光を中心とした地域産業の発展や都市間の一層の連携強化を目指して活力ある都市の形成に努めることを目標に、本区域の都市づくりの基本理念を次のとおり設定する。

- ① 災害の最小化と迅速な復興により、誰もが安心して住み続けられるコンパクトなまち
- ② 多様な交流・連携により賑わいや活力を創造するまち
- ③ 温泉や歴史・文化の資源を大切にした個性と魅力にあふれるまち
- ④ 豊かな自然環境を守り育み共生するまち
- ⑤ 市民とともにつくるまち

(2) 地域毎の市街地像

本区域は、富士箱根伊豆国立公園をはじめ、山々に広がる豊かな森林、その森林を水源とする清らかな川の流れ、美しい松原を擁する駿河湾などの豊かな自然環境に恵まれている。これらの豊かな自然環境の保全を前提として、ふれあい親しみながら、市街地や集落地、山間地などの地域特性に応じた暮らしや産業の場などの都市環境の創出を図る。

本区域における地域毎の市街地像は次に示すとおりである。

1) 住宅地域

商業・業務地域周辺の住宅地では、防災性の向上等の居住環境の維持、向上に努め、安全で快適な住宅地の形成を図る。

また、郊外部の住宅地では、良好な居住環境の維持、向上に努め、自然と調和したゆとりと落ち着きのある住宅地の形成を図る。

2) 商業・業務地域

伊豆箱根鉄道駿豆線の修善寺駅周辺地区は都市拠点として位置づけ、市民や来訪者の賑わいや交流を創出する市の玄関口及び中心市街地として商業業務地を配置する。

また、土肥地区、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区の市役所支所周辺及び月ヶ瀬インターチェンジ周辺を地域拠点に位置付ける。

さらに、観光・レクリエーション拠点（修善寺温泉周辺など）では、地域資源を活かして市民と来訪者の交流を図る。

3) 農業地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、本区域の農業生産の基盤として今後とも農業環境の保全を図る。また、良好な都市環境の維持の観点から、公園・緑地と連携し、保全を図る。

4) 集落地域

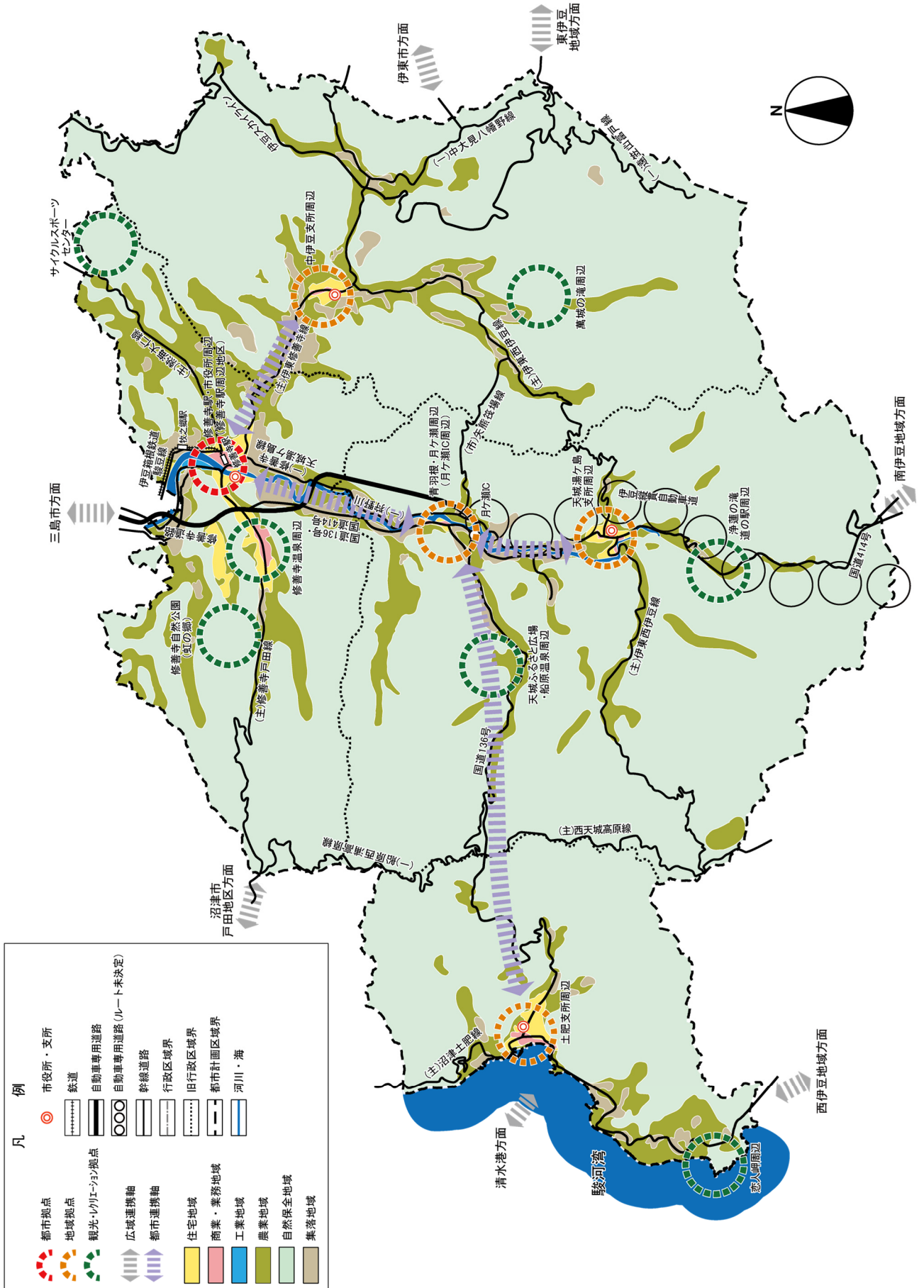
本区域に広がる既存の集落地は、周辺の自然環境や農地と調和した居住環境やコミュニティの維持を図る。

5) 自然保全地域

上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境を維持・保全しつつ、有効な活用を図る自然保全地域として位置づける。

富士箱根伊豆国立公園をはじめとする山々に広がる森林等は、水源涵養、災害防止、生活環境保全等の重要な機能を有する自然資源として保全を図る。

附图1 将来市街地像図



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次に示すとおりである。

本区域では、人口規模が小さく今後も人口の減少が見込まれ、開発動向も低調であることから、市街化の圧力は弱い。用途地域内においても人口密度は低く、人口・世帯数の増加や産業の成長に伴う無秩序な市街化が促進される可能性は低いと想定される。

また、山々に囲まれているため、平野部が少なく、限られた平坦地の多くが農用地区域、山地では保安林及び自然公園法の特別地域等に指定され他法令とあいまって土地利用に対する規制がなされていることから、良好な自然環境の保全が図られている。

さらに、特定用途制限地域や条例等による土地利用の適正な規制・誘導が図られている。

以上のことから、本区域においては、区域区分制度の導入は行わないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

下記方針の住宅地、商業・業務地、工業地に関する記述は、特記する以外は全て現在の用途地域内での方針である。

① 住宅地

既成市街地については、自然と調和したゆとりと落ち着きのある居住環境を保全するため、地区計画等により、良好で低密度な住宅地を配置する。

商業・業務地域の周辺等の住宅地については、戸建て住宅や集合住宅が集積する地区として、他用途との共存に配慮した安全で利便性の高い中密度な住宅地として配置する。

② 商業・業務地

修善寺駅周辺地区は、機能性と利便性に優れ、にぎわいのある質の高い都市空間を備えた区域の中心商業・業務地として配置する。

また、修善寺温泉周辺地区は、歴史・文化・自然を活かした情緒あふれる温泉観光商業地を配置する。

③ 工業地

住宅や商業施設よりも工場等の集積を優先する地域を工業地として配置する。ただし、横瀬地区及び瓜生野地区は、すでに住宅や商業施設の立地が進み、新たな工場等の立地が困難となっているため、部分的な用途地域の見直しや地区計画の導入を含め、無秩序な用途混在が拡大しないよう適切な措置を検討する。

2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

狭あいな道路が多く、基盤整備を行わないまま住宅地として市街化が進んだ地区は、道路等の整備にあわせ、必要に応じて地区計画制度等の導入により居住環境の改善を図る。

地域拠点についても、地区計画制度の導入による土地利用の整序を検討するとともに、空き地や空き家を含む未利用地は積極的な利活用を図る。

また、商業施設や工場、住宅等が混在している横瀬地区及び瓜生野地区は、既存工場等の土地利用の現況や動向の変化に応じて、部分的な用途地域の見直しや地区計画制度の導入による土地利用の整序を検討する。

過去に浸水・内水被害が発生した市街地については、水害に関する災害リスクを地域住民に周知し、自主的な敷地かさ上げや建築物の浸水対策を誘導する。また、災害危険区域の指定も含めて土地利用及び建築物の規制・誘導の必要性について検討する。

津波災害の恐れがある土肥地区では、津波災害特別警戒区域の指定に基づく土地利用規制により災害の未然防止に努めるなど、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による「津波防災地域づくり」を進める。

公共交通を利用して日常生活を営む人口を増大させるために、鉄道駅及び主要なバス停周辺における居住人口の確保・増大に努める。そのため、牧之郷駅周辺においては、交通結節点の機能強化と併せて都市基盤の整備を進めることにより、良好な居住環境の形成を図る。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

一級河川狩野川の河川緑地、歴史文化財の社寺等と一体となった良好な樹林地等は本区域の象徴となる景観として、積極的に保全を図る。

3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地域等の優良な農地は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであるため、今後ともその保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

一級河川狩野川等に隣接する浸水想定区域においては、無秩序な市街化の抑制を図る。また、市街地を取り巻く森林、農地などは、それらが有する保水、遊水機能等の災害防止機能が維持されるよう無秩序な開発を抑制する。

土砂災害特別警戒区域においては、開発及び住宅の新規立地等を規制する。また、災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の適切な管理や、それらと近接・隣接する地区における適正な土地利用規制を実施する。

その他、溢水、湛水、津波、高潮等のおそれがある区域についても開発を抑制する。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域は、自然地として保全すべき区域とし、丘陵地の緑地及び一級河川狩野川等の河川は、人と自然のふれあいの場としての利用を図りつつ、良好な自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域外の良好な環境を形成・維持し、日常生活機能の適正な誘導、公共施設整備等に合わせた地域振興を図るため、適宜、特定用途制限地域の見直しを図る。

計画的な市街地整備の検討を行う地区は、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で農林業等との調整を行った後、用途地域の拡大を図り、計画的な整備を図る。

伊豆縦貫自動車道（天城湯ヶ島～河津）インターチェンジ周辺地区においては、適正な土地利用の規制誘導措置と併せ、面的整備の実施を検討する。

また、既存集落地の居住環境の維持・向上を図る地域や、住居系等の計画開発地で周辺環境と調和した良好な開発を許容する地域は、地区計画制度の活用を検討する。

既に都市的土地利用がなされている地域においては、基盤整備の状況、今後の見通しなど総合的に判断し、都市計画上の位置づけを検討する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

伊豆縦貫自動車道の整備により南北方向の広域連携軸の強化を図るとともに、国道を中心とする幹線道路との相互の連携により、災害に備えた多重性（リダンダンシー）を確保する。国道と県道等を中心として東西の骨格となる幹線道路の整備を図る。

また、人口減少、少子高齢化の進展、地球温暖化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、各拠点が適正に都市機能を果たし、本区域の一体的な発展を図るため、拠点間の連携・連絡を強化する交通ネットワークの整備を推進する。

さらに、修善寺駅周辺や修善寺温泉周辺、各支所の周辺等の拠点においては、歩道の確保や段差の解消など、誰もが快適に利用しやすい道路・歩行環境の整備を推進する。

公共交通については、J R 東海道新幹線及び J R 東海道本線に連絡する伊豆箱根鉄道駿豆線、拠点間を連絡する路線バスやコミュニティバス、清水港と土肥港を連絡する駿河湾フェリー等の利用促進を図るとともに、自動車交通との連携を図り、適正な機能分担とそれらの体系化を図る。

イ. 整備水準の目標

2015 年（平成 27 年）現在、都市計画道路については、用途地域内において 0.7 km/km²が整備されているが、今後交通体系の整備の方針に基づき整備の促進を図るものとし、基準年次からおおむね 20 年後には、1.0 km/km²になることを目標として整備を進める。

その他の交通施設については、可能な限り長期的な視点から整備を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

本区域では、将来の交通需要に対応するため、今後、以下の道路を配置し、円滑な自動車交通の確保及び機能的な道路網の形成を図る。

・自動車専用道路

南北方向の広域交通軸となる道路として伊豆縦貫自動車道、国道 136 号バイパス（修善寺道路）を配置する。

・主要幹線道路

本区域と周辺区域を相互に連絡する道路として国道 136 号（3・5・2 相之瀬向山線を含む）、国道 414 号、主要地方道伊東修善寺線、伊豆スカイラインを配置する。

・幹線道路

主要幹線道路を補完し都市内の連絡・連携を強化する道路として、主要地方道熱海大仁線、主要地方道伊東西伊豆線、主要地方道沼津土肥線、主要地方道修善寺戸田線、一般県道修善寺天城湯ヶ島線、一般県道中大見八幡野線、一般県道船原西浦高原線、一般県道遠笠山富戸線、一般県道西天城高原線、市道矢熊筏場線を配置する。

イ. 交通広場

交通の結節点である伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅においては、駅前広場を配置するとともに、交通の結節点としての機能の向上を図る。また、伊豆箱根鉄道駿豆線牧之郷駅において、駅前広場や交通広場の整備により、機能の向上を図る。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設

| 種 別 | 名 称 |
|-----|--------------|
| 道 路 | 3・5・2 相之瀬向山線 |

(注) おおむね 10 年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

・下水道

本区域は一級河川狩野川の上流域をはじめとする公共用水域を有しており、これらの良好な水質を保全するとともに生活環境の改善を図るため、公共下水道の基本計画に基づき下水道の整備を促進する。

また、下水道の整備に当たっては、静岡県生活排水処理長期計画に基づき他の汚水処理施設との経済比較や水質保全効果、地域特性、住民の意向等を総合的に判断し、効率的かつ早期に整備可能となる手法により、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図る。

さらに、雨水については河川等その他の排水施設との役割分担を図り、下水道の整備を促進し、浸水地域の解消に努めていく。

・河川

本区域は、一級河川狩野川水系に属する狩野川、大見川、古川、修善寺川、山田川、二級河川に属する山川、その他中小河川の流域に属している。

今後、機能的な都市活動を確保できるよう、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修を推進する。

また、流域における良好な水循環系を構築するため、森林、農地等の保全を図るとともに、雨水流出抑制策の促進等を含めた総合的な治水対策を推進する。

イ. 整備水準の目標

・下水道

本区域における基準年次からおおむね 10 年後の公共下水道の処理人口に対する整備率は次のとおりとする。

| | |
|-----|-----|
| 伊豆市 | 87% |
|-----|-----|

・河川

河川整備計画等に定める一定規模の降雨に対応できる流下能力を確保するよう、河川の改修に努める。

② 主要な施設の配置の方針

・下水道

本区域では汚水処理及び雨水排除のため、狩野川流域下水道事業及び公共下水道事業の全体計画に基づき、下水の処理施設を配置する。

終末処理場として、土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセンター、白岩浄化センターを配置する。

雨水渠については、河川事業等と連携しつつ、排水不良地域や浸水地域の解消を目指して配置する。

なお、流域下水道事業及び公共下水道事業の全体計画における主な諸元は次のとおりである。

《狩野川流域下水道（東部処理区）》

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| 幹線管渠 (m) | 東部幹線 |
| | 10,760 |
| 処理場 (m ²) | (狩野川東部浄化センター) 95,300 |

《公共下水道》

| 市町名 | 伊豆市 | | | |
|--------------------------|------------|----------|---------|----------|
| 処理区 | 東部 | 土肥 | 湯ヶ島 | 白岩 |
| 排除方式 | 分流式 | 分流式 | 分流式 | 分流式 |
| 下水道計画区域人口 (人) | 10,400 | 2,600 | 1,500 | 4,900 |
| 下水道計画区域面積 (ha) | 450 | 137 | 81 | 228 |
| ポンプ場 (ヶ所) | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 処理場 (ヶ所・m ²) | 流域 下水道へ | 1・14,400 | 1・3,300 | 1・19,300 |

・河川

河川改修は、市街化における開発と調整を図る必要のある河川等、緊急性の高い河川を優先的に整備する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設

| 種 別 | 名 称 |
|-----|--|
| 下水道 | 伊豆市公共下水道 (東部処理区、土肥処理区、湯ヶ島処理区、白岩処理区) 狩野川流域下水道 (東部処理区) |

(注) おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

住民の快適な生活環境を保持するため、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場等の既存都市施設の適切な維持管理に努め、老朽化の見られる施設や機能向上・運営の合理化を図る必要がある施設については、順次計画的な改修・整備を図る。また、既存施設の効率的な運用に配慮した上で、生活圏を単位とした必要量を把握し、不足施設の整備を図る。

② 主要な施設の配置の方針

供給処理施設については、必要とされる立地条件に応じて最も効率的な供給処理等が可能となる地区に配置を行う。

ごみ焼却場として、柏久保地区に伊豆市清掃センターを配置する。また、伊豆市清掃センターについては、老朽化がみられることから、広域処理体制による効率的な運用に配慮し、佐野地区に共同施設を配置する。

火葬場として、日向地区に伊豆市火葬場を配置する。

汚物処理場として、田代地区に伊豆市汚泥再生処理センターを配置する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設

| 種 別 | 名 称 |
|-------|--------------|
| ごみ焼却場 | 新ごみ処理施設 (仮称) |

(注) おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

① 基本方針

本区域の既成市街地においては、都市基盤が未整備な地区が存する。

今後、計画的な市街地形成を図るため、土地区画整理事業等による道路・公園等の都市基盤の整備及び用途混在の解消を図る。また、居住環境の保全及び改善を図

るため、必要に応じて地区計画制度等の導入を検討する。

② 整備方針

既成市街地周辺部及び外周部で既に市街化が進行しつつある区域については、無秩序な市街化を防止するため、面的整備により、計画的な整備を進め、自然と調和した快適な居住環境づくりを進める。

その他、用途地域内の低未利用地や道路等の基盤整備と併せた土地の有効利用のため、小規模な土地区画整理事業等により、良好な居住環境の形成を図るものとする。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、富士箱根伊豆国立公園の山地に囲まれるとともに、西は駿河湾に面し、一級河川狩野川流域の平野に農地、市街地が広がっている。市街地は、河川や山地、丘陵地が近接しており緑地環境との接点が多い。また河川等の自然が充実しているほか、社寺等の歴史文化財も多く有している。

また、駿河湾に面する土肥地区については、美しい松原を有する海岸線を有しており、湾越しの富士山の眺望も本区域にとって重要な観光資源となっている。

これらの豊かな自然環境を保全するとともに、市街地内環境の改善、都市防災の強化、地球温暖化等への対応、市街地周辺に接する良好な景観の向上を進めるため、市街地及びその周辺の緑地に関して、規制、誘導、保全、整備等の諸施策を総合的に検討する。

天城山系や達磨山山系の山並みと、一級河川狩野川を基本的な骨格として、市街地内の郷土の象徴的な社寺、史跡等を含む緑地や都市公園等を街路、緑地帯、中小河川、緑道等により有機的に連携するように、有事の際の防災機能も考慮し、公園緑地等について策定された基本方針に基づいて配置や整備目標を定め、安全で緑豊かな都市づくりを目指す。

② 都市公園の整備目標量

| 年次 | 2015年 (平成27年) | 2025年 (令和7年) |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 都市計画区域内人口 1人あたり目標水準 | 22.3 m ² /人 | 28.7 m ² /人 |

(注) 2015年の整備量は、拡大後の都市計画区域に対して算出。

2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統の配置の方針

一級河川狩野川をはじめ、支流の修善寺川、大見川等は、都市の骨格を形成する自然の緑地として、市民に親しまれる水辺環境の保全に努める。また、生活に身近

な緑地等とネットワークを形成し、地域生活の中で気軽に自然にふれ、楽しむことができる緑地とする。

本区域の象徴的な自然である嵐山等の緑地や、都市の歴史的風土を構成する修善寺温泉の緑地は、本区域の象徴的かつ景観を特徴づける緑地として保全を図る。

市街地内では、社寺の境内地及び民有緑地等の住民の生活に関連した緑地としての保全と、住区基幹公園、駅前広場周辺、学校をはじめとする公共施設等の緑化を推進する。

② レクリエーションシステムの配置の方針

伊豆、箱根、富士山麓の観光レクリエーション施設との関連を配慮し、自然資源を活用し、広域レベルのレクリエーション地として対応しうる緑地を配置する。

本区域内の温泉地や歴史的施設、修善寺自然公園、達磨山キャンプ場等は、自然観察や野外レクリエーション機能を主体とした野外活動の拠点として配置する。

地域住民のレクリエーション需要に対応した公園、一級河川狩野川の河川用地を活かした広場及び道路・通路、公共施設などを連携する街路を配置し、ネットワークの形成を図る。

住民の日常のレクリエーション活動に対応し、地域に密着した誰もが快適に利用できる機能を有した公園緑地の整備の推進を図るため、市街地内の既存公園緑地の整備、市街地及び地域拠点等の状況にあわせた住区基幹公園、遊び場の整備、水辺空間の親水性確保及びこれらを連携するネットワークの形成を図る。なお、日常生活圏と観光地が重複する地域については、配置する公園等の機能に十分配慮する。

③ 防災システムの配置の方針

震災時等に住民が緊急に生活できる身近な防災拠点として、市街地内において特に不足している住区基幹公園等、歩いて行ける範囲に身近な公園の配置を推進する。

なお、日向地区については、周辺の防災拠点施設と連携し、災害時の避難機能や物資供給機能等の防災機能を備えた公園を配置する。

避難路となる街路は街路樹等の整備によって延焼防止機能等を高め、河川は親水化等によって、非常時の防火用水、生活用水、飲料水等の確保を図る。

騒音、振動等の発生のおそれのある主要幹線道路等の沿線については、これらの公害を緩和するために、街路樹等の緩衝緑地の整備を図る。

なお、土肥地区において整備を予定する津波避難施設（複合施設）に隣接して、観光、防災等の多様な機能を有する緑地を配置する。

④ 景観構成システムの配置の方針

本区域は、富士山、天城山を遠景に富士箱根伊豆国立公園とその周辺の山並みが骨格的な景観を形成する。またこれらを背景として、中心部を流れる一級河川狩野川と水辺の緑地は、水と緑が一体となった景観軸を形成するほか、その周辺に広がる田園風景を自然と文化が調和した景観として保全する。

修善寺駅とその周辺、道の駅伊豆月ヶ瀬周辺、土肥港周辺については、本区域の玄関口にふさわしい良好な景観の形成を図る。

本区域の代表的な観光資源である修善寺温泉をはじめとする各温泉地とその周辺

については、温泉宿と川や里山・竹林等の自然、歴史・文化資源が一体となった情緒あふれる温泉観光地としての街並み景観の形成を図る。

これらを踏まえ、景観法に基づく伊豆市景観まちづくり計画に即し、良好な景観形成をより一層促進する。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

| 公園緑地等の種別 | 配置方針 | 整備目標（単位：㎡／人） | |
|----------|---|------------------|-----------------|
| | | 2015年 （平成27年） | 2025年 （令和7年） |
| 街区公園 | 住区構成及び種別ごとの誘致距離、需要予測の検討をもとに配置する。 | 0.8(1.1) | 1.4(1.4) |
| 近隣公園 | | 0.7(0.0) | 0.9(0.0) |
| 地区公園 | | — | 1.2(0.0) |
| 総合公園 | | 20.8 | 25.3 |
| 運動公園 | | — | — |
| その他の公園 | 自然性、歴史性及び環境保全、防災機能を考慮して風致公園、歴史公園等を配置する。 | — | — |
| 緑地等 | | — | — |
| 都市公園計 | | 22.3(1.1) | 28.7(1.4) |

（ ）は用途地域内人口1人あたり面積

（注）2015年の整備量は、拡大後の都市計画区域に対して算出。

（注）四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

4) 主要な緑地の確保目標

① 優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

| 種別 | 名称 |
|------|----------|
| 街区公園 | （仮称）八幡公園 |
| 地区公園 | （仮称）日向公園 |

（注）おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

（5）都市防災に関する都市計画の決定の方針

基本方針

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの開発抑制や立地適正化計画の強化など、災害に強い安全なまちづくりのための総合的な対策に取り組

む。

また、大規模自然災害が発生した際、都市の課題を踏まえた迅速な復興を果たすため、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておく、事前都市復興計画の策定を促進する。